

消費者事故等についての事故調査機関・制度の在り方に関する意見書

2011年2月24日

日本弁護士連合会

現在、消費者庁では、2010年3月に閣議決定された消費者基本計画に基づき、消費者事故等の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討が進められている。

原因究明を必要とする事故は多種多様であり、消費者安全法が対象とする消費者事故（事業者の供する製品、食品、役務、施設利用等に起因する事故）のうち運輸事故や医療事故に象徴される大規模事故及び組織的要因または複合的な要因に基づく事故の一部については、すでに事故調査機関が設置されているものもある。しかし、消費者事故についての事故調査体制は全体として極めて不十分であり、特に製品事故については、消費者の日常生活において多様な製品で多数の事故が現に発生しているにも関わらず、これまで事故調査機関のあり方について十分な検討がなされてこなかった。

そこで、以下では、製品事故のみならず消費者事故全般についての事故調査機関の在り方について意見を述べ、新しい事故調査機関・制度の創設を提言する。

第1 意見の要旨

1 事故の原因究明の目的は第一に事故の再発防止にあるが、同種事故の再発防止のみならず広く消費者事故のない社会の実現を目指す必要があることから、発生した被害の適正かつ確実な救済も事故原因究明の目的とされるべきである。

2 消費者事故のすべての事故調査機関に求められる機能

すべての消費者事故の事故調査機関は次の機能を具備すべきである。

(1) 当該事故と同じ事故、同種事故の再発を防止するための事故原因の究明

(2) 実際に発生した事故に限定されず、危害発生のおそれのある事故など広い範囲でのリスク抽出のための原因究明

- (3) 被害者からの事故原因究明の要請に応じた原因究明
- (4) 事故の関係者に事故の原因究明に必要な証拠物の提出を求め、関係者から事情を聴取する権限
- (5) 警察に対して証拠物や実況見分調書、及び検察庁に対して不起訴記録の提出を求める権限
- (6) 原因究明の結果に基づいて、事業者に対して事故の再発防止のための改善や安全対策を講ずることを直接勧告し、改善や安全対策として講じた措置の報告を受ける権限
- (7) 原因究明の結果に基づいて、監督官庁その他の関係行政機関に対し、事故の再発防止のための措置や安全対策を建議・勧告し、その結果講じた措置の報告を受ける権限
- (8) 原因究明の結果、事業者に対する勧告の内容及び監督官庁その他の関係行政機関に対して行った建議・勧告並びにそれに対して事業者及び関係行政機関が講じた措置を公表する権限
- (9) 事故情報の収集・分析

3 事故調査機関に求められる属性

- (1) すべての原因究明機関は、以下の属性を具備すべきである。

独立性

原因究明にあたって、当該分野の所轄官公庁の影響が及ばないこと。また、刑事責任の訴追等の他の要因に劣後することなく独自に調査を行えること。

専門性

当該分野の専門的技術的な知識や経験があり、調査能力があること（人的・物的体制が整備されていること。）。

公正性

特定の人的関係等の要因に拘束されることも配慮することもなく公正な判断が行えること。

被害者・被害者遺族への慰謝・精神的ケアにも配慮する姿勢

- (2) さらに、製品事故や施設等の消費者事故の原因調査機関は、消費者の使用実態に配慮して原因究明を行う姿勢を属性として具備すべきである。

4 新たな事故調査機関の創設

次の機能と権限を持つ新たな事故調査機関（以下「新事故調査機関」）

という。)を設置すべきである。

- (1) 新事故調査機関には、消費者事故の調査全般について調査が適切になされているかを調査・指導・調整する機能と権限を有する常設の統括部門（消費者事故等の調査全般に対する網羅的なチェックと対外機関との調整機能を担う部門）を設ける。新事故調査機関の統括部門は、以下の業務を行う。

消費者事故等に関する事故情報を集約・分析し、事故調査が必要な事故等を抽出し、事故調査が確実にかつ適切に実施されているかどうかをチェックする。

消費者事故等についての事故調査状況に関する情報（後述する新事故調査機関の調査部門及びその他の調査機関が実施する事故調査状況のすべてを含む。）を収集し、適正な原因究明がなされていない場合には実施を要求する。

消費者事故等全般についての事故原因究明に関する相談・苦情を受け付け、事故調査機関への報告徴収等の調査を行い、適切な調査の実施を要求する。

警察や消防等、消費者事故の原因究明と競合する職務を所管する関係機関との間で原因究明を阻害する事態が生じた場合に、事故調査への協力を要求する。

- (2) 新事故調査機関には、以下の調査を行う調査部門を設ける。

消費生活用製品安全法が対象とする製品に関する事故等及び既存の原因究明機関が存在しない事故（以下「すき間事故」という。）等についての原因究明

消費生活用製品安全法が対象とする製品に関する事故等及びすき間事故等について、消費者事故等の被害者や一定の要件を満たす消費者団体から原因究明の申出を受け付けて行う原因究明（なお、原因究明を行わない場合には、その理由を申出者に回答するものとする。）

5 新事故調査機関の体制

新事故調査機関においては以下の体制を整備すべきである。

- (1) 統括部門、調査部門のいずれにも専門的知識・経験を有した専門家を配置するとともに、十分な人的・物的体制を整備する。
- (2) 調査部門と国民生活センター商品テスト部との強い連携体制を

構築する。

(3) 調査部門と独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）事故調査部門との強い連携体制を構築する。

(4) 統括部門，調査部門のいずれも，民間の有識者や消費者団体・被害者支援団体との連携体制を構築する。

第2 意見の理由

1 事故原因究明のための調査機関・制度の現状と課題

(1) 事故原因究明のための調査機関・制度の現状

消費者を取り巻く生活環境においては，多様な事故が発生している。事業者が提供する製品，食品，役務，施設利用等に起因する事故（以下「消費者事故」という。）だけをみても，製品の欠陥に起因する事故，食中毒事故，医療事故，鉄道・航空機などの運輸事故，施設の設置・管理の不良に起因する事故等がある。

これらの事故のうち，事故原因究明のための調査機関・制度が不完全ながらも整備されているものとして次の機関が挙げられる（消費者事故以外の事故調査機関も含む。）。

運輸安全委員会

航空機，鉄道，船舶の事故について調査を行っている。国家行政組織法第3条第2項に基づいて設置された国土交通省の外局。

社団法人日本医療安全調査機構

医療行為に関連した死亡の調査分析を行っている。一般社団法人。

独立行政法人国民生活センター

製品事故全般について主として消費者からの情報に基づいて調査を実施している。独立行政法人。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（略称N I T E。以下「N I T E」という。）

主として消費生活用製品安全法が対象とする製品について，事業者からの情報に基づいて調査を実施している（一部，消費生活センターからの調査依頼にも対応している）。独立行政法人。

独立行政法人交通安全環境研究所

消費者基本計画において自動車の欠陥や不具合調査を行うとされた機関。独立行政法人。

昇降機等事故対策委員会

エレベーター，エスカレーター及び遊具施設等にかかる事故・不具合についての調査を実施している。2009年2月に設立された。国土交通省社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会の下部組織。

保健所

食品，添加物，器具または容器包装に起因した中毒またはその疑いのある中毒についての調査を行っている。

消防署

火災全般についての調査を行っている。

労働基準監督署

労災事故についての調査を行っている。

原子力安全委員会

原発事故についての調査を行っている。内閣府所管の審議会。

2 現在の原因究明のための調査機関・制度の問題点

以上の調査機関・制度のうち，消費者事故等に関するものについては，次の問題点が挙げられる。

- (1) 原因究明のための調査について関係機関による連携がなされていない，あるいは調査機関・制度が整備されていない事故分野があること。

例えば，公園の遊具利用時の転倒・転落事故の場合には，遊具の設置場所等によって監督機関が異なるため，原因究明やその結果の活用において連携が図られていない。また，こんにやくゼリーによる窒息事故のようなすき間事故については事故原因究明を行う体制が整っていない。

- (2) 消費生活用製品安全法が対象とする事故については，製品評価技術基盤機構が全件について調査をすることになっているが，消費者からの申出に対応した調査は行っておらず，調査の手法，結果判断においても事業者に依存している部分が多いため，消費者の誤使用と判断されたり原因不明とされるものが多い。

また，安全基準の改善という行政目的のための調査という位置づけがあるため，調査結果の詳細は被害者に報告されず，調査結果を被害救済に活用することができない。

(3) 国民生活センターは、製品事故の原因究明に不可欠な消費者の生活実態や製品の使用実態に着目して事故の原因究明を実施している機関であるが、人的・物的体制が不十分なため、消費生活センターの事故調査のニーズに対応しきれていないという問題がある。

また、製品の安全性に問題があることが判明しても、事業者や他の行政機関に対して任意の対応を求めることができるに留まっており、指導、監督権限がないため調査結果を事故の再発防止等に活かすきれていない。

(4) 運輸事故、医療事故、施設事故等については、様々な事故要因が複合的に関連し、あるいは組織的な要因が重なって事故発生に至っている場合がある。こうした複合的要因を調査し原因を究明するためには、様々な分野の専門的調査能力を備えた調査機関が必要であり、かつ様々な分野の有識者との連携体制を整備した制度が必要であるが、かかる体制が十分整備されていない。

(5) 必要な原因究明がなされていない場合、調査機関による調査結果が誤っている場合、原因究明が不十分な場合などに調査の補充や再調査を命ずるなどのチェック機関が整備されていない。

(6) 事故原因究明についての被害者のニーズに応える体制、被害者の慰謝や精神的ケアに配慮する体制が整備されていない。

(7) 事故発生直後に警察によって現場保存、証拠物の捜索・押収がなされ証拠物が排他的に独占されるため、事故調査機関において証拠物や事故現場を検討する機会が失われたり、検討する時期が遅れたりし、このために迅速・適正な原因究明に支障をきたす場合がある。

(8) 事故調査と警察・検察の捜査が競合する事故においては、関係者は刑事処罰をおそれて事故調査機関の原因究明に消極的な姿勢を示し、適正な原因究明に支障をきたす場合がある。

3 事故の原因究明は何のために必要なのか

(1) 「事故の再発防止のため」の意味

事故原因究明の最大の目的が事故の再発防止にあることは論を待たない。重要なのは、ここでの「事故の再発防止」は、「同じ事故・同種事故の再発防止」のみを意味するのではなく、より広い消費者事故の防止であり、消費者が安心して暮らせる安全な社会、消費者事故のない社会の実現を意味するものと考えべきである。

(2) したがって、事故調査機関の在り方を検討するうえでは、事故原因が究明され原因が明らかになることによってもたらされる効果を、前記のような広い視点、消費者や事業者の安全に対する認識や姿勢をどう変化させうるかという長期的視点で捉えることが必要である。

具体的に整理すると、事故の原因が究明され原因が明らかになることは、社会に次のような多様な効果をもたらす。

事故を生じさせる危険な要因の排除

事故の原因が運輸事故のように組織的要因あるいは複合的な要因にある場合でも、製品の欠陥に起因する場合においても、事故の原因が明らかになれば、事故の原因を作出した事業者には、事故を生じさせる危険な要因を排除し改善する義務、製品事故であれば製造した製品の市場からの回収や製品の改修義務が生じる。

事故原因が明らかになることによって、事故の原因を作出した事業者は当然のこととして損害賠償コストの負担を求められることになるとともに、企業イメージの低下を招く。こうしたリスクを回避するために、事業者には、事故を生じさせないより安全な組織・システムの運営、事業環境の整備、製品や施設の設計・製造を重視するというインセンティブが働く。

行政は、安全基準の見直しや事業者への指導などが可能となるとともに、消費者への啓発も可能となる。

製品事故の場合には、消費者は、事故の原因が具体的に明らかにされることによって製品による危害や製品に潜むリスク、製品を使用する上での留意点などの情報に関心を持つことになり、安全な製品や製品の使用方法についての意識が高まる。

(3) 他方、事故の原因が究明されないまま放置されることによる弊害は次のように極めて大きい。

危険な要因や危険な製品が市場に残存し、新たな被害を発生させる。

事故が発生しても事業者としての損害賠償の負担も社会的責任も問われない。その結果として、事業者には、安全を高める組織・システムの運営、事業環境の整備や安全な製品の設計・製造に向けたインセンティブが働かない。

行政としても、安全に向けた施策がとれない。

原因不明や製品の誤使用とされることによって、事故そのものが偶発的なものと認識され消費者意識も高まらないまま事故が風化していく。

4 製品事故の事故調査において特に留意されるべき点について ～原因究明機能の充実強化は、製造物責任法制定時からの課題～

(1) 製造物責任法に期待された役割は何であったか

製造物責任法は1994年7月1日に制定され1995年7月1日から施行された。製造物責任法制定前は、製品によって人の生命、身体や財産に被害が生じたときは、被害者は、当該製品を製造した製造業者等に過失があること、すなわち、製造業者等が事故の発生を予見できかつこれを回避することが可能であったにもかかわらず、結果を予見しまたは回避する注意義務を怠ったために事故が発生したことを具体的に証明しなければならなかった。

しかし、製品の構造や設計・製造工程を知らない消費者が製造業者等の具体的な過失を証明することは極めて困難であり、被害者に不可能な証明を強いるこのような責任論は社会全体としての損害の公平な分担にも反するものであった。この製造業者等の責任の考え方を抜本的に変更し、過失責任に代えて欠陥責任、すなわち「製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」を責任要件とした点が製造物責任法の最大のポイントである。

この欠陥責任の導入によって、第1に個々の被害救済の適正化、迅速化、安定化が目指されたことは言うまでもない。しかし、それに留まらず、欠陥責任の導入には、次のような機能も期待されたと言える。

被害救済の促進と安定が図られることによって欠陥製品を製造した製造業者等の責任が明確になる結果、製造業者等の安全対策に向けたインセンティブが働き、製品の安全性が向上し製品事故の未然防止につながる。

消費者が被害救済を求めて積極的に行動することによって事故原因の究明が進み、事業者は消費者の行動特性を理解して警告表示等により製品の危険性に関する情報を開示するようになるとともに、製品事故情報の収集と開示も進み、製品の安全性に対

する社会全体の認識が高まること。

すなわち、製造物責任法には、製品被害の救済を促進する機能のみならず、そのことを前提に製品の安全性を確保する機能、製品事故を未然に防止する機能も強く期待されたのであった。

- (2) そして、製造物責任法案に対する附帯決議では、「被害者の立証負担の軽減を図るため、国、地方自治体等の検査分析機関及び公平かつ中立的である民間の各種検査・調査・研究機関の体制の整備に努めるとともに、相互の連携の強化により多様な事故に対する原因究明機能を充実強化すること」、「製造物に係る事故原因の調査結果については、事故の再発防止を図る観点から、企業秘密やプライバシーの保護及び円滑な情報収集の確保に配慮しつつ積極的に公開するよう努める等、事故情報の提供の一層の拡充・強化を図ること」（衆議院商工委員会）、「欠陥の早期発見、再発防止を図る観点から、事故情報の収集体制を整備するとともに、企業秘密やプライバシーの保護及び情報収集面への影響にも配慮しつつ、情報公開に努める等、事故情報の積極的な提供を図ること」（参議院商工委員会）とされ、これらの点について適切な措置を講ずべきとされた。

しかし、事故情報の収集・提供も原因究明機能の充実強化も図られないままに時が過ぎ、製造物責任法施行から5年が経過した2000年以後を見ても、牛乳による集団食中毒事件の発生や、自動車メーカーの30年にわたる組織的なクレーム隠しの発覚、回転ドア事件、エレベーター事件、石油ファンヒーターやガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒事件など過去に同種被害が複数発生しているながら死亡という重大事故が発生、あるいは再発した事件などが続いている。

このように製造物責任法が期待された役割を果たしていない原因はいくつも考えられるが、附帯決議で要請された前記措置が講じられてこなかったこともその大きな原因である。

事故情報の収集・提供については、消費者庁が設置されたことにより、製造物責任法の制定から15年を経てようやくにして体制が整備されつつある。今般、消費者事故等の原因究明機関を設置するに際しては、前記のように事故原因究明機能の充実強化が求められ続けてきた経緯をふまえ、被害者の立証負担の軽減を図る機能をも

保有した原因究明機関が創設されるべきである。

5 あらゆる消費者事故の事故調査機関・制度に求められる機能

前記の事故原因究明の目的に照らし，消費者事故の事故調査機関・制度は次のような機能を具備したものとすべきである。

- (1) 当該事故と同じ事故，同種事故の再発を防止するための事故原因の究明
- (2) 実際に発生した事故に限定されず，危害発生のおそれのある事故など広い範囲でのリスク抽出のための原因究明
- (3) 被害者からの事故原因究明の要請に応じた原因究明
- (4) 事故の関係者に事故の原因究明に必要な証拠物の提出を求め，関係者から事情を聴取する権限
- (5) 警察に対して証拠物や実況見分調書，検察庁に対して不起訴記録の提出を求める権限
- (6) 原因究明の結果に基づいて，事業者に対して事故の再発防止のための改善や安全対策を講ずることを直接勧告し，改善や安全対策として講じた措置の報告を受ける権限
- (7) 原因究明の結果に基づいて，監督官庁その他の関係行政機関に対し，事故の再発防止のための措置や安全対策を建議・勧告し，その結果講じた措置の報告を受ける権限
- (8) 原因究明の結果，事業者に対する勧告の内容及び監督官庁その他の関係行政機関に対して行った建議・勧告並びにそれに対して事業者及び関係行政機関が講じた措置を公表する権限
- (9) 事故情報の収集・分析

6 事故調査機関・制度に求められる属性

- (1) 事故原因究明機関が，上記の目的を実現しその機能を十分に果たすために，既存の原因究明機関及び新たに創設する原因究明機関の両者を含むすべての原因究明機関は次の属性を具備すべきである。

独立性

原因究明にあたって，当該分野の所轄官公庁の影響が及ばないこと。

また，刑事責任の訴追等の他の要因に劣後することなく独自に調査を行えること。事故関係者が刑事責任を問われることをおそれて事情聴取に協力することが困難であることも事故原因の究

明を阻害する要因となっており，一定の場合には，将来的に刑事免責をも含めた検討がなされるべきである。

製品事故の場合には，業務上過失致死傷罪だけではなく現住建造物放火罪等で警察が捜査を開始し，事故品を含めた客観的資料が警察・検察庁の管理下におかれ原因究明に支障をきたしてきた。かかる事態を解消するため，少なくとも事故品を含めた客観的資料の共有等について明確なルールを定め，捜査と事故調査の独自性・独立性を確保すべきである。

専門性

当該分野の専門的技術的な知識や経験があり，調査能力があること（人的・物的体制が整備されていること）。

公正性

特定の人的関係等の要因に拘束されることも配慮することもなく公正な判断が行えること。

- (2) また，すべての事故調査機関には，被害者・被害者遺族への慰謝・精神的ケアにも配慮する姿勢が属性として求められる。

消費者事故に限らず消費者の生活空間で生じる事故に共通する問題であるが，事故は，ある日突然予期しない状況で発生し，被害者の生命を奪い，あるいは身体や財産に被害を与える。事故の多くは被害者にとって避けようのない状況下で発生しており，それ故に理不尽な被害に突然襲われた被害者の精神的苦痛は大きく，それを完全に慰謝することは不可能である。したがって，原因が究明され，それによって同種事故の再発が防止されるとともに，事故を契機に第2に記載したような社会全体の安全性が向上すること，またそのプロセスを被害者・被害者遺族が実感できることは，被害者・被害者遺族への慰謝として大きな意味を有している。

事故調査機関は，こうした事故調査がもたらす機能にも配慮し，直ちに事故原因の究明に着手するとともに事故調査の経過，事故調査結果の内容，事故調査結果がどのように活かされたかを，事故の被害者・被害者遺族に適時に報告するなど，被害者・被害者遺族への慰謝・精神的ケアにも配慮する姿勢が属性として求められる。

- (3) さらに，製品事故や施設等の消費者事故の原因調査においては，消費者の使用実態に配慮して原因究明を行う姿勢が属性として重

要である。

製品や施設利用に伴う事故において、真に事故の再発防止に役立つ原因究明を行うには、実際に製品・施設を使用し事故によって危害を受けるおそれのある消費者のありのままの生活実態を理解し、それを前提になぜ事故の発生に至ったのかという経緯・実情を真摯に把握して原因を究明する姿勢が重要である。

製品事故・施設事故の原因究明においては、往々にして被害者の誤使用による事故と結論づけられ、消費者に対して、「誤った使用方法をとったためにこのような事故が起きています。危険ですから注意しましょう」といった啓発がなされ、あるいは製品への警告表示が強化され、それで事故の再発防止対策は終了とされている。しかし、複数の消費者が同じような使い方をして製品事故にあったとすれば、それはもはや誤使用と判断されるべきではなく、消費者の通常予想される使用方法に対しての安全性が欠如していたと見るべきであり、徹底した原因究明と製品や施設そのものの設計・製造工程での改善が図られる必要がある。

7 新たな事故調査機関の創設

(1) 次の機能と権限を持つ新事故調査機関を設置すべきである。

新事故調査機関には、消費者事故の調査全般について調査が適切になされているかを調査・指導・調整する機能と権限を有する常設の統括部門を設ける（消費者事故等の調査全般に対する網羅的なチェックと対外機関との調整機能を担う部門）。

新事故調査機関の統括部門は、以下の業務を行う。

ア 消費者事故等に関する事故情報を集約・分析し、事故調査が必要な事故等を抽出し、事故調査が確実にかつ適切に実施されているかどうかをチェックする。

イ 消費者事故等についての事故調査状況に関する情報（後述する新事故調査機関の調査部門及びその他の調査機関が実施する事故調査状況のすべてを含む。）を収集し、事故の原因究明が進展していない事案や、同種・類似事案の再発防止のために早急に原因究明が必要な事案等について適正な原因究明がなされていない場合には実施を要求する。

ウ 消費者事故の被害者や一定の要件を満たす消費者団体から、

消費者事故等全般についての事故原因究明に関する相談・苦情を受け付け、当該原因究明機関の調査の実施状況について報告徴収等の調査を実施し、当該原因究明機関が適切な事故調査を実施していない場合あるいはそのおそれがあると思料される場合には、同機関に対して適切な調査の実施を要求する。

エ 警察や消防等、消費者事故の原因究明と競合する職務を所管する関係機関との間で原因究明を阻害する事態が生じた場合に、事故調査への協力を要求する。

新事故調査機関には、消費生活用製品安全法が対象とする製品に関する事故及び既存の原因究明機関が存在しない消費者事故（事業者の供する製品、食品、役務、施設利用等に起因する事故。以下「すき間事故」という。）について、第4に記載した機能と権限、第5に記載した属性を有する調査部門を設ける（製品事故や施設事故等のすき間事故の原因究明を担う部門）。

新事故調査機関の調査部門は以下の原因究明に必要な調査を行う。

ア 消費生活用製品安全法が対象とする製品に関する事故及びすき間事故についての原因究明

イ 消費生活用製品安全法が対象とする製品及びすき間事故について消費者事故の被害者や一定の要件を満たす消費者団体からの原因究明の申出を受け付ける。申出を受けた事故が、消費生活用製品安全法が対象とする製品にかかる消費者事故の場合には原則としてすべての案件について原因調査を行う。その他のすき間事故の場合には、事故の重大性、再発可能性などを消費者の視点で検討し、第1に記載した原因究明の目的に照らして原因究明が必要と判断される事案について原因究明を行う（なお、原因究明を行わない場合には、その理由を申し出た者に回答するものとする。）。

(2) 新事故調査機関の体制

新事故調査機関においては以下の体制を整備すべきである。

統括部門、調査部門のいずれにも、前記1の機能に対応できるだけの専門的知識・経験を有した専門家を配置するとともに、十分な人的・物的体制を整備する。

調査部門と国民生活センターの商品テスト部との強い連携体制を構築する。

製品事故・施設事故等のすき間事故を対象とした新事故調査機関の調査部門には、一般的な事故調査機関に求められる属性に加えて、消費者の使用実態、生活実態に配慮して原因究明を行う姿勢が属性として重要である。現在、かかる属性を持って事故調査を行っているのは独立行政法人国民生活センターの商品テスト部であり、新事故調査機関の調査部門の運営、特に事故調査の実施計画、調査結果の分析、再発防止策の策定等において商品テスト部の意見を聴取するなど国民生活センターの商品テスト部との強い連携体制が構築されるべきである。

調査部門とN I T Eの事故調査部門との強い連携体制を構築する。

統括部門、調査部門のいずれも、民間の有識者や消費者団体・被害者支援団体との連携体制を構築する。

製品事故のうち、消費生活用製品安全法が対象とする製品については、N I T Eが事業者や行政機関から報告を受けたすべての事故について（重大事故・非重大事故を問わず）原因究明に関与している。N I T Eには、すでに全国各地に事故原因究明のための設備と技術者等の専門家が配置されている。したがって、新事故調査機関の調査部門が、消費生活用製品安全法が対象とする製品に関する事故及びすき間事故についての原因究明を行うためには、N I T Eの専門的な調査設備、技術者の協力を得ることが有益であり、強い連携体制が構築されるべきである。

統括部門、調査部門のいずれにおいても、民間の有識者や消費者団体・被害者支援団体との連携体制を構築する。

統括部門が担う業務は、消費者事故全般にわたって、原因究明が必要とされる事故について原因究明が迅速・適正に実施されているか否か、その機能を十分に果たしているか否かをチェックし適切な実施を要求するとともに、迅速・適正な原因究明を阻害する要因の除去に対応するなど広範多岐にわたっている。

したがって、統括部門が適切に機能するためには、問題事象に応じて外部の専門家、消費者団体や被害者支援団体等、事故調査

の目的・機能・属性に関わる多様な有識者や関連団体の連携が不可欠である。

以 上